

○国土交通省告示第三百五十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月二日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

旭運輸株式会社 愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号

東海運輸株式会社 東京都中央区晴海一丁目八番十二号

伊勢湾海運株式会社 愛知県名古屋市港区入船一丁目七番四十号

株式会社宇徳 神奈川県横浜市中区弁天通六丁目八十五番地

株式会社上組 兵庫県神戸市中央区浜辺通四丁目一番十一号

近畿港運株式会社 大阪府大阪市港区築港四丁目一番六号

京濱港運株式会社 神奈川県横浜市中区千代田二丁目一番地五十

山九株式会社 福岡県北九州市門司区港町六番七号

株式会社ジェネック 福岡県北九州市門司区港町九番十一号

商船港運株式会社 兵庫県神戸市中央区港島九丁目十番
鈴江コーポレーション株式会社 神奈川県横浜市中区日本大通七番地
株式会社住友倉庫 大阪府大阪市北区中之島三丁目二番十八号
相互運輸株式会社 福岡県福岡市博多区大博町六番十六号
第一港運株式会社 東京都江東区清澄一丁目八番十六号
株式会社ダイトコーポレーション 東京都港区芝浦二丁目一番十三号
株式会社辰巳商会 大阪府大阪市港区築港四丁目一番一号
東海協和株式会社 愛知県名古屋市中港区入船一丁目一番二十号
東京国際埠頭株式会社 東京都港区海岸三丁目二十番二十号
東洋埠頭株式会社 東京都中央区晴海一丁目八番八号
ニッケル・エンド・ライオンス株式会社 兵庫県神戸市中央区波止場町六番六号
株式会社日新 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十一番地
日東物流株式会社 兵庫県神戸市中央区港島四丁目六
日本通運株式会社 東京都千代田区神田和泉町二番地
博多港運株式会社 福岡県福岡市博多区石城町十四番三号
株式会社フジトランスコーポレーション 愛知県名古屋市中港区入船一丁目七番四十一号

丸全昭和運輸株式会社 神奈川県横浜市中区南仲通二丁目十五番地

三井倉庫株式会社 東京都港区西新橋三丁目二十番一号

三井倉庫港運株式会社 大阪府大阪市住之江区南港中一丁目三番八十七号

三菱倉庫株式会社 東京都中央区日本橋一丁目十九番一号

名港海運株式会社 愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号

郵船港運株式会社 大阪府大阪市住之江区南港東七丁目三番二十号

株式会社ユニエツクスNCT 東京都中央区新川一丁目二十八番二十四号

二 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

三 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年五月一日